

(ご案内) グリーン住宅ポイント制度における適合証明書の活用について

フラット35S（金利Aプラン）省エネルギー性の「一次エネルギー消費量等級5」の基準で適合証明検査の申請がされた場合、グリーン住宅ポイント制度の基準確認書類として活用することはできません。

ただし、適合証明書等を、グリーン住宅ポイント制度の基準確認書類として活用することを希望する場合、上記基準と併せて、

フラット35S（金利Bプラン）省エネルギー性の

- 「1. 断熱等性能等級4 及び 一次エネルギー消費量等級4以上」または
- 「2. 建築物エネルギー消費性能基準」 いずれかの基準に該当することを申請書にて明示してください。

2つの基準（金利A・Bプラン/省エネルギー性）に適合していることが確認できる場合には、適合証明書において、両方の基準に適合している旨の表示をすることが可能です。

上記の場合、通常の審査手数料に加えて、**【フラット35S追加割増として「¥22,000（税込）」が必要**となります。

【ご注意ください】

グリーン住宅ポイント制度の基準確認書類としては、フラット35S（金利Bプラン）省エネルギー性が「高い省エネ性能等を有する住宅」ではなく、「**一定の省エネ性能を有する住宅**」となります。

【申請書 記載例】

フラット35S（金利Aプラン + 金利Bプラン）省エネルギー性の基準で、適合証明検査の申請をする場合

- 1) 設計検査申請書において、フラット35S（金利Aプラン および 金利Bプラン）省エネルギー性の該当項目にそれぞれチェックを入れてください。
- 左記の場合は、
- 金利Bプラン「**2. 建築物エネルギー消費性能基準**」
 - 金利Aプラン「**3. 一次エネルギー消費量等級5**」
- にチェックが入った状態です。
- 2) 申請する基準に対応する「設計内容説明書」をそれぞれ作成し、申請書類と併せて提出をしてください。

上記に関して、ご不明な点等ございましたら、担当エリアの管轄センターへお問い合わせください。

センター名称	TEL	担当エリア
適合証明センター	03-6861-9213	下記の担当エリアを除く日本全域
東日本性能評価センター	022-215-2356	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、山梨県、長野県 ※新築・一戸建て（併用住宅含む）のみ

【補足事項】
 フラット35S（金利Aプラン）省エネルギー性の「一次エネルギー消費量等級5」において、外皮性能が断熱等性能等級4 または 建築物省エネ法の基準に適合することが確認できる場合（例えば、外皮計算書にて、断熱等性能等級4の基準に適合している旨の表示があること）は、グリーン住宅ポイント対象住宅証明業務において「区分Ⅲ：¥7,700（税込）」の料金が適用となります。

※ 本資料に掲載の料金は、株式会社 日本住宅保証検査機構（JIO）への申請の場合に適用となります。